

都市災害復旧

国土交通省 都市局 都市安全課
令和7年4月更新

都市災害復旧事業の概要

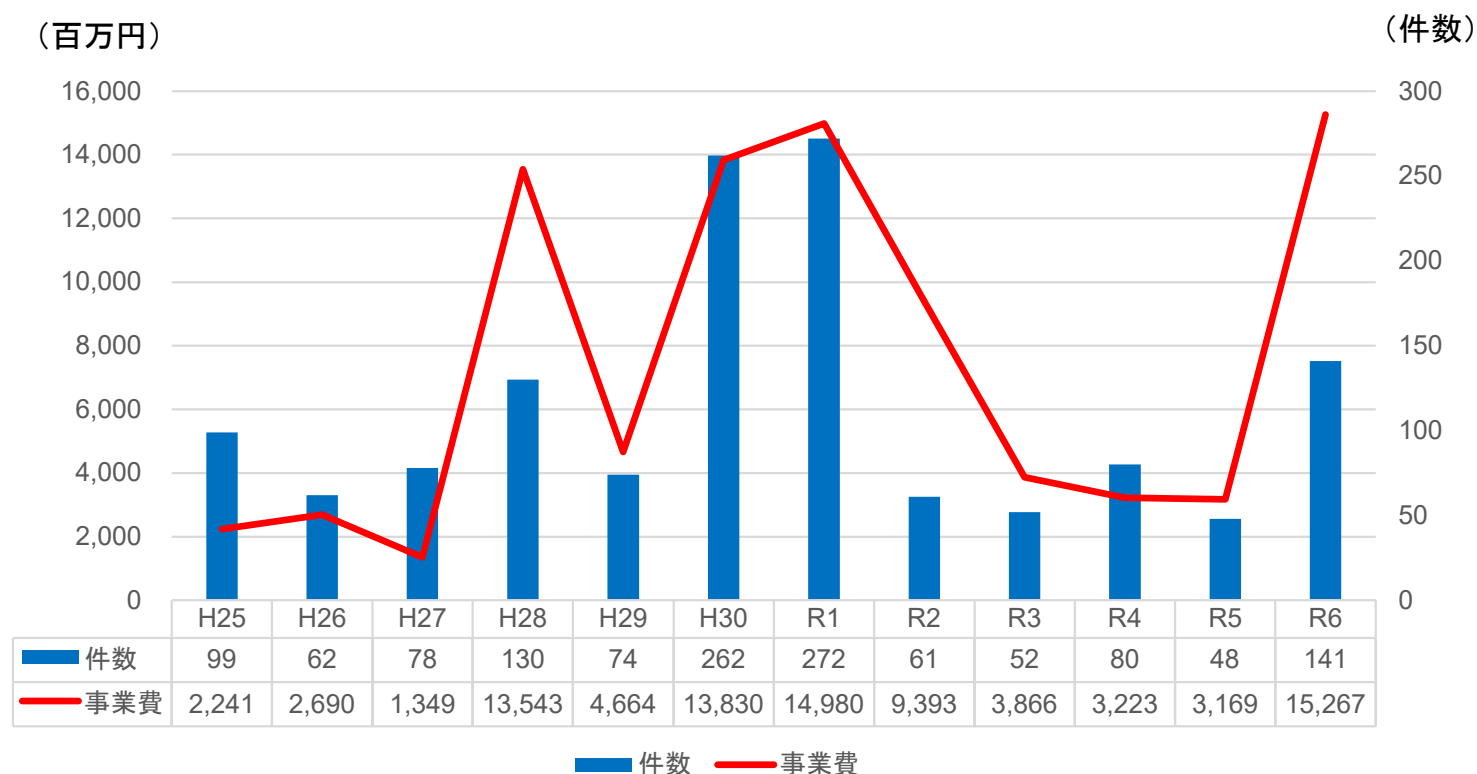
1. 都市災害復旧事業(補助)の実績
2. 災害復旧事業とは
3. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象一覧
4. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設等の範囲
5. 国庫負担の適用除外となるもの
6. 災害復旧事業の事務の流れ
7. 査定設計委託費等の補助
8. 査定にあたっての留意事項
9. 堆積土砂排除事業(概要、留意事項)
10. 降灰除去事業の概要
11. 降灰除去事業の手続きの流れ

1. 都市災害復旧事業(補助)の実績

■令和6年発生災害 査定決定金額（国庫負担対象額）

	公共土木施設 (公園)	都市施設等	堆積土砂排除	合 計
箇所数	105	28	8	141
金 額	約81億8千万円	約27億5千万円	約43億3千万円	約152億6千万円

■都市局所管災害復旧事業（補助）の推移



※参考 平成23年(東日本大震災等):790箇所 29,890百万円

2. 災害復旧事業とは①

- 「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

負担法第2条（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針第2も同旨）

災害原因	異常な天然現象に該当する基準
(1)こ う 水	(イ) <u>警戒水位</u> 以上の出水 (ロ) 警戒水位の定めがない場合 <u>河岸高</u> （低水位から天端まで）の <u>五割</u> 程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる <u>融雪出水等</u>
(2)降 雨	(イ) <u>最大24時間雨量80mm</u> 以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量等が特に大(<u>時間雨量20mm</u> 以上)
(3)暴 風	<u>最大風速</u> （10分間平均） <u>15m</u> 以上
(4)高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が <u>比較的軽微でないもの</u>
(5)地震、地すべり	社会通念上の被害
(6)干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷 等	特に定めていない※

※**河川敷公園で出水により被災した場合**、左記(1)を確認の上、採択する。

・「公共土木施設（公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について」17 参照。

※**降雪により都市施設が被災した場合**の取扱い
（H26.3.14付事務連絡参照）

〈**建築基準法が適用又は準用される建築物又は工作物**〉

・被災施設が同法に基づき算出される当該地域の積雪荷重等の基準に適合するものであって、当該基準を超える降雪により被災したもの

〈**その他の施設**〉

・被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値（過去10年間）を超え、かつ、1m3以上の場合。

上記(1)～(4)は、公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針第3 参照

2. 災害復旧事業とは②

- 「災害復旧事業」は、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった**施設を原形に復旧**すること（原形に復旧することが**不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧**するための施設をすることを含む。）を目的とする。

※「原形復旧」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること。

負担法事務取扱要綱第2（都市災害復旧事業事務取扱方針第3も同旨）

- 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが**著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設**をすることを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

負担法第2条（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針第2、3も同旨）

災害復旧事業の4ケース

①原形復旧（原則）

②原形復旧不可能

③原形復旧困難

④原形復旧不適當

②～④については負担法事務取扱要綱第2、3を参照（都市災害復旧事業事務取扱方針第3も同旨）

3. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象一覧

根拠法令等	対象施設		補助率・負担率	激甚災害 嵩上げ	法律又は 予算補助の別	備考
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)	公共土木施設	公園	2/3～ (北海道、離島、 奄美、沖縄、小笠原は4/5～)	あり	法律補助	
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針	都市施設等	街路	1/2	—	予算補助	
		都市排水施設等		—	予算補助	
		堆積土砂排除事業		あり	激甚嵩上げについて法定	
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律		湛水排除事業	—	あり	激甚嵩上げについて法定	昭和34年伊勢湾台風、昭和39年新潟地震のみ
活動火山対策特別措置法	降灰除去	都市排水路園地 都公宅	1/2	—	法律補助	

※国の予算科目 (項) 河川等災害復旧事業費 (目) 都市災害復旧事業費補助

4. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設等の範囲①

対象施設等		施設又は事業の範囲
公共土木施設	公園	・<u>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽及びいけがき）を除く。）</u>で、都市公園法第2条第1項に規定する<u>都市公園</u>に設けられたもの ・<u>前号に掲げる施設</u>で、<u>社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地</u>でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの
都市施設等	街路	(イ)都市計画法第18、19、22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による<u>道路の供用開始の告示がなされていないもの</u> (ロ)鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道（<u>都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る。</u>）とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの

4. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設等の範囲②

対象施設等	施設又は事業の範囲
都市施設等	(イ)都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設 (ロ)都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（負担法第3条第11号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（植物を除く。）
	(イ)一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000m³以上 (ロ)2,000m³以上の一団をなす堆積土砂 (ハ)50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m³以上 以上の(イ)～(ハ)のいずれかで、市町村長が次の各号に該当する堆積土砂を排除する事業 ① 都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く） ② 都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く） ③ ①②にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの

4. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設等の範囲③

公園の対象施設（主なもの）

公園施設	都市公園法施行令第31条及び同法施行規則第17条に掲げる施設
1.園路又は広場	園路又は広場
2.修景施設	修景施設
3.休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
4.遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム等その他これらに類するもの
5.運動施設	運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物を除く、一体的な工作物として整備されていない電子機器等の備品を除く)
6.教養施設	自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの
7.便益施設	駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
8.管理施設	門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの
9.都市公園の効用を全うする施設	展望台又は備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設(国土交通省令第17条に規定する耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設)

※法面の扱い

- ・法面のみが被災し、園路等の公園施設の効用に支障がない場合は対象外。
- ・被災した「園路」「広場」「駐車場」等の法面であれば対象となりうる。

5. 国庫負担の適用除外となるもの①

失格及び欠格理由の名称	理 由
1.失格	1 箇所※当たり都道府県指定都市120万円、市町村60万円未満のもの
2.被災の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は該当施設が存在しないもの
3.異常な天然現象によらない	異常な天然現象に該当しないもの
4.過年災害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
5.前災処理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
6.別途施行	別途施行の工事により復旧の目的を達すると認め又は達したと認められるもの
7.重複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
8.対象外施設	定められた対象施設でないもの
9.所管外施設	他省庁、国土交通省の他部局の所管施設
10.被害少	被害僅少にて機能残存し、直ちに増破等により機能喪失の虞がないと認めたもの
11.経済効果少	工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
12.維持工事	維持工事とみるべきもの
13.設計不備	明らかに設計の不備に基因して生じたと認められるもの
14.施行粗漏	工事施行の粗漏に基因して生じたと認められるもの
15.維持管理不良	甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められるもの
16.天然河（海）岸	天然の河岸、海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
17.工事中災害	災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じたもの
18.小規模施設	直高 1 m 未満の小堤等主務大臣の定める小規模施設

※ 1 箇所工事＝一の施設で被災箇所が直線距離で100m以内であれば1箇所として扱われる（同一の被災原因に限る）

5. 国庫負担の適用除外となるもの②

維持工事とみるべきもの

- ◆石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのための工事
- ◆橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事
- ◆都市排水施設等の排除及び処理等に直接影響しない施設（例えば車庫、駐車場、要員宿舎、案内板、樹木及び修景芝等）に係る災害及び門、柵又は塀のみに係る災害
 - ※ いわゆる「のみ災」
- ◆排水機の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用

設計不備、施行粗漏

- ◆検査、監査等により、工事の出来高不足、手直しが認められ、補強、手直し工事が命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等

5. 国庫負担の適用除外となるもの③

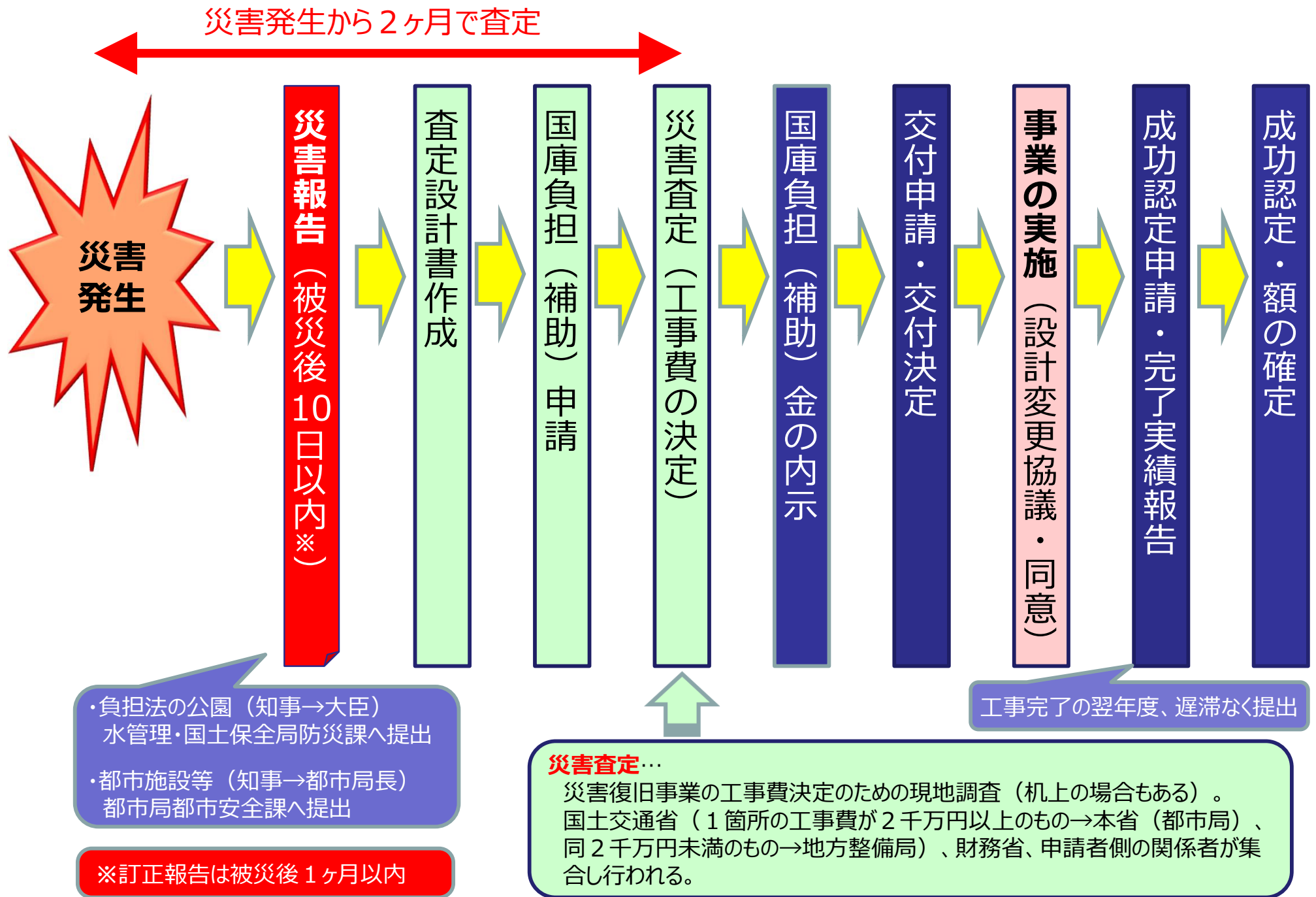
小規模施設

- ◆幅員 6 m未満の街路、又は、幅員 4 m未満の橋梁
- ◆幅員 1 m未満の都市排水路（管渠の場合は内径250mm未満）
- ◆都市排水施設の排水施設の埋そくで、埋そく土砂の断面積の 3 割に満たないものの排除（堆積量の7割を上限）
- ◆飛び石、ベンチ、ブランコ等単体の小規模な施設の単独被災で公園の根幹的効用でないもの

堆積土砂排除事業

- ①指定した場所以外に搬入された土砂
- ②事業実施が確認できないもの
- ③無償で実施したもの又は失業対策等事業によって実施されたもの

6. 災害復旧事業の事務の流れ



7. 査定設計委託費等の補助

1. 概要

近年、自然災害(豪雨・地震)が頻発化・激甚化し、公園施設の災害が多発・大型化。
そのため、公園の災害復旧事業にかかる査定設計委託費が地方公共団体の大きな負担となっている。

よって、これまで補助対象とされていなかった公園の災害復旧事業における設計委託費について新たに補助することとし、地方公共団体の負担軽減を図る。



2. 補助対象

1. 補助率 補助対象委託費の1/2
2. 補助対象の概要
 - ① 激甚災害のうち特に被害が激甚な災害により被災した箇所に要した委託費(上限あり)
 - ② 特殊な構造や復旧工法等に要した委託費で、1箇所において500万円以上かつ工事費の7%以上となるもの
 - ・ 地すべり対策工法を実施する箇所
 - ・ 体育館その他の建築物であってその主要構造部に被害が認められる箇所 等

※その他、地方公共団体における被害総額及び委託費の補助金額合計等の要件あり。

8. 査定にあたっての留意事項

○施設台帳

災害復旧事業の対象となる施設(「公園施設」等)であることを施設台帳等で確認

⇒ 日頃から、台帳の整備を！

○維持管理（現場写真）

被災前の状態を原形として復旧の要否・程度を確認(特に芝生の枯死や土面の荒れ等)

⇒ 日頃から、適切な維持管理（日付入写真・日誌等）を！

○管理協定

被災施設が他の施設と効用を兼ねるもの又は関係するものについては、二重採択防止のため、日常の管理分担について管理協定等を基に確認

⇒ 日頃から、管理協定等の整理を！

8. 査定にあたっての留意事項

① 原形とは、「被災直前」の状態

復旧すべき**原形は「被災直前」の状態**であって、「施設が作られた直後」の状態ではない。

⇒ 維持管理により状態が左右される施設は要注意。

【例】① 芝生が枯死していた公園広場の復旧において、芝生の植生工は採択しない。

② 降雨に伴う河川増水により、河川敷公園のグラウンドに洗堀・土砂堆積が生じたが、元々のグラウンドコンディションが劣悪であり、その程度をわずかに悪化させただけに過ぎない場合は、採択しない。

② 比較設計

工法決定に当たっては、**比較設計**を試み経済的な工法を選定する。

イメージ

工 法 比 較 表

	補強盛土工法						軽量盛土工法					
断 面												
工 法 概 要	盛土内にジオテキスタイルを敷設し、そのジオテキスタイルの引張り抵抗や土と補強材の摩擦力やかみ合わせによって土の強度を高め盛土全体を安定させる工法である。						発泡スチロールブロック（EPS）を盛土材料として積み重ねていき、材料の軽量性、耐圧縮性、耐水性および積み重ねた場合の自立性等の特性を有効利用する工法です。					
設 計 基 準 書	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル (財) 土木研究センター 平成25年12月						EDO-EPS工法 設計・施工基準書(案) 2014年11月 第二回改訂版 発泡スチロール土工法開発機構					
補 強 材	ジオテキスタイル						発泡スチロールブロック (EPS)					
工 法 の 特 徴 及 び 施 工 性	・施工性 - 補強材の設置は、特殊な技術・施工機械が不要で単純作業の繰り返しであり、また、敷き均し・締固めには、一般的な施工機械により行えることから施工が容易である。 - 補強材が、盛土材料の層厚管理の役目を果たし、締固め管理が容易である。						・軽量性 - EPSブロックの単位体積重量は0.12～0.35kN/m³である。 - 一般的な盛土材の単位体積重量の1/100程度であり盛土による現況地盤への影響を最小限に抑える。 ・自立性 - EPSブロックは、上部荷重の増加による側方変形が小さく、自立性に優れている。 ・施工性 - EPSブロックは、軽量であり人力での施工となり、大型施工機械を必要としない。 - EPSブロックは、現場での加工が容易である。 - EPSの仮置場には、防火・飛散防止等の対策を施す必要がある。					
直 接 工 事 費	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	工 費	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	工 費
	材 料 費	補強材	1	式	212,878	212,878	施工費(資材含む)	EPS(D-30タイプ相当品)	65	m ³	25,000	1,625,000
	施 工 費	ジオテキスタイル工 (敷設面積89.4m ²)	1	式	162,013	162,013	路体盛土		98.2	m ³	641	62,946
	盛 土 材	購入土	155.7	m ³	1,750	272,475	盛 土 材	購入土	98.2	m ³	1,750	171,850
	合 計					647,366	合 計					1,859,796
	1.0m当り工事費					65 万円/m	1.0m当り工事費					186 万円/m
評 価	◎						△					

8. 査定にあたっての留意事項（河川敷公園①）

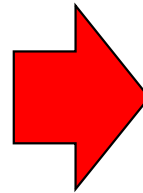
■河川敷公園の場合

＜被災例＞グラウンドの洗掘、土砂堆積、園路のアスファルト舗装・芝生等の流出 等

○ **警戒水位以上** ⇒ 公園の直近上下流の水位観測値を確認

＜対象外＞

- ・移動可能な施設
- ・土砂の補充を伴わず整地のみ



8. 査定にあたっての留意事項（河川敷公園②）

①被災範囲、位置

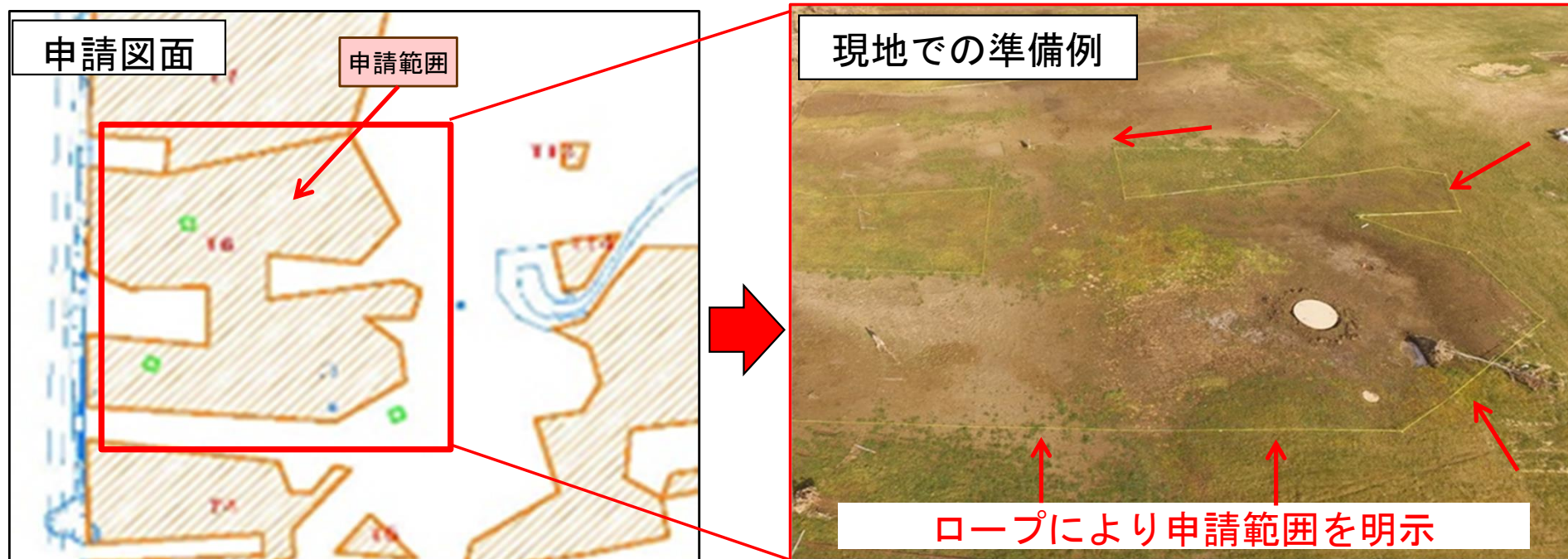
現地において、被災範囲や位置が申請図面と照合できるよう、

目印となるものを設置したり、範囲をロープで囲うなどの準備が重要【下図】

②堆積厚、洗堀深

現地において、実測と原地盤高との対比等により堆積厚や洗堀深が確認できることが重要

⇒ 原形の地盤高を確認できる資料（整備段階or維持段階での完成図面等）をあらかじめ準備



8. 査定にあたっての留意事項（河川敷公園③）

③ 園路の損傷原因と復旧範囲

園路（アスファルト）は、被災したメカニズムをよく整理し、

被災範囲は適切なのか、日頃からの維持管理が適切だったか

あらかじめ精査が必要



増水により、舗装端部から浮き上がるような水流が発生。舗装全体が剥離した。

⇒見た目の被災範囲以上に復旧範囲を申請。
適切な範囲の考え方は？



増水により、舗装ひび割れから浸水し、舗装がえぐり取られた。

⇒舗装に浸水しないよう、日頃の維持管理は適切だったか？

8. 査定にあたっての留意事項（公園内の法面崩壊）

■ 公園内の法面崩壊の場合

公園の法面は「公園施設」ではない！ ⇒ 補助対象外！！

法面崩壊により、「公園施設」が被災してるか？



対 象

法面崩壊により園路に影響が及んでいる



「公園施設」である **園路** が被災



対象外

法面は崩壊しているが、園路等に影響なし



「公園施設」は被災していない

※なお、対象となる場合、法面崩壊などのいわゆる「地すべり」については、調査・観測等に時間を要することが多いことから、施設被災の**全容を把握した年の年災**として取扱っている。

8. 査定にあたっての留意事項（墓園）

■ 墓園における被災

園路の被災 = 災害復旧事業の対象 ← → 埋葬地は対象外

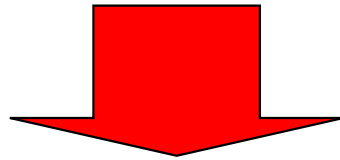


埋葬地は「公園施設」ではないので、対象外！

8. 査定にあたっての留意事項（機械設備、電気設備）

■ 機械設備、電気設備等が被災した場合

- ・被災状況の目視確認が難しい場合
- ・被災の判定に専門知識を要する場合



◆ 被災状況写真に加え、以下が必要

- ・ **第三者機関の証明書**
(電気保安協会、都道府県工業技術センター等)
- ・ 機器の検査結果データ など

2017年 11月 29日

株式会社 大阪支店 大阪営業

TEL: FAX:

ポンプ点検・修理報告書

ご依頼	受付日	2017年 10月 23日	受付No.	1702993
	貴社注文No.			

ご依頼先	貴社名	ご担当	様
		TEL	
		FAX	

現場名	建物名 (仮称) 体育館建設工事 点検調査	

照査	照査	担当者

<ご依頼内容>

- ☐ 起動しない
- ☐ 振動・騒音
- ☐ 警報が出る
- ☐ 停止しない
- ☐ 漏水等
- ☐ 保護装置の作動
- ☐ 水が出ない
- ☐ 少ない
- ☐ 圧力が低い

結果報告 ※ 上記ご依頼の件、以下のとおりご報告申し上げます。

実施日	修理・点検実施日	お立会者	完了証明
	2017年 10月 23日		様

ポンプ	用途	形式	製造番号	吸込条件
	屋内消火栓用ポンプ	KTK506C7.5T	162654628S	
	ジョッキポンプ	DPR2-15E10K	162657156	
	給水ポンプユニット	KFE40P2.2	162657474S	

現場状況

上記ユニットが浸水したため、点検調査を実施しました。

処置結果

点検調査実施状況

1. 浸水により、電気が供給できていない状態でした。
2. 給水ポンプユニットNo.1・No.2ポンプ共に絶縁抵抗値が0MΩにより、運転不可交換が必要です。
3. 給水ポンプユニット制御盤は浸水していませんため、正常と判断いたします。
4. 屋内消火栓用ポンプ及びジョッキポンプも浸水しており、ポンプ絶縁抵抗値が0MΩのより、ポンプ交換が必要です。

今後の対策

給水ポンプユニットNo.1・No.2ポンプ・流量センサー・圧力発信器の交換が必要です。
屋内消火栓用ポンプ及びジョッキポンプもポンプ交換が必要です。

イメージ

受電盤等が半分水没



全部交換が必要か？

【注意事項】

- ・ 被災証明は、分解可能な限り細かな単位で準備
(再利用可能なものは再利用が原則
再利用の場合と経済比較する必要がある)
- ・ 「被災証明≠被災」 被災軽微と判断されるものは、対象外

9. 堆積土砂排除事業

【事業範囲】

市町村の市街地※¹における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業
(他の法令により処理されるものを除く)

【補助率1/2：起債充当率100%(交付税措置95%)】

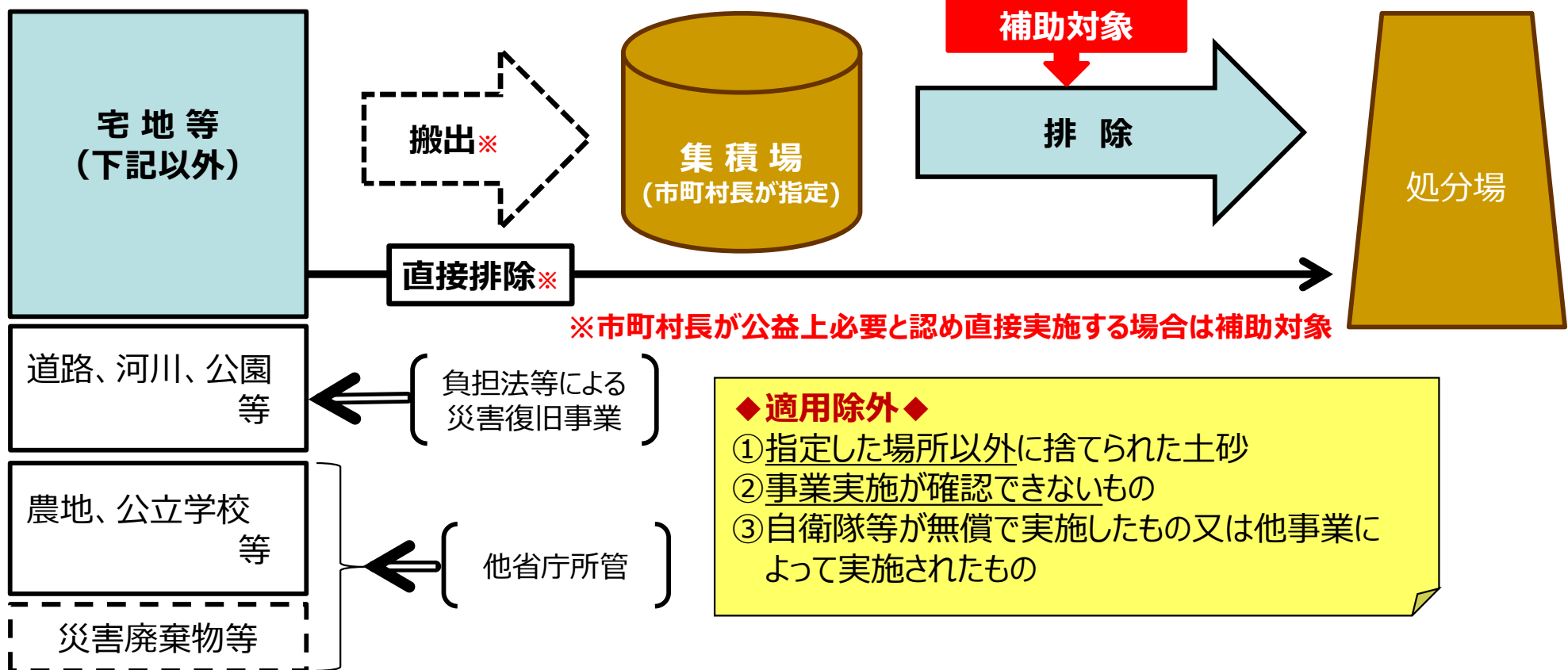
- (a)堆積土砂※²の総量が30,000m³以上
- (b)一団をなす堆積土砂が2,000m³以上
- (c)50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m³以上

- ①市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ②市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※¹ 都市計画区域内及び同区域外の集落地（独立した家屋が10戸以上隣接）

※² 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

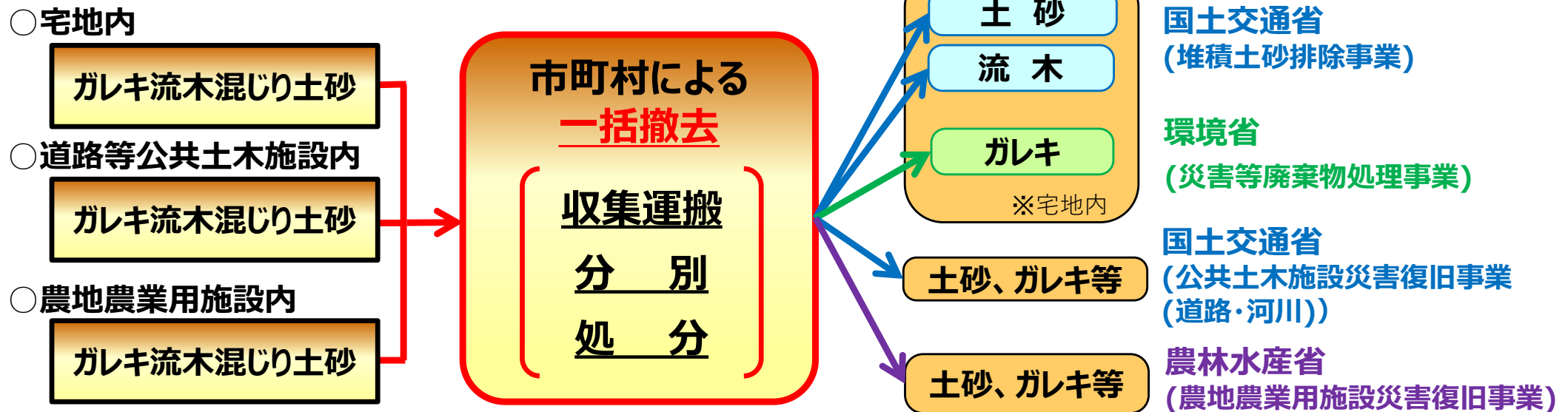
【市街地における堆積】



9. 堆積土砂排除事業（市町村が一括撤去するスキーム）

- 宅地、道路、農地等に堆積した土砂、流木、ガレキ等を迅速に撤去し、生活や生業の早期再建につなげる必要がある。
- このため、土砂・流木・ガレキ等が宅地・道路・農地等に一様に堆積している場合、市町村が一括撤去し、その費用を事後的に事業間で精算することを可能とするスキームを構築。
（農林水産省・国土交通省・環境省が連携して、撤去に関連する支援制度を一体的に運用）

■ 一括的に撤去できるスキーム



【面積按分】

宅地⇔公共土木施設⇔農地農業用施設

【重量按分】

宅地内における「土砂・流木」⇔「ガレキ」

9. 堆積土砂排除事業の近年の主な活用事例

令和5年梅雨前線豪雨 ほか

4自治体(3県)で堆積土砂排除事業を活用。

山形県 鶴岡市、長野県 白馬村、福岡県 久留米市、朝倉市

※下線は、災害等廃棄物処理事業(環境省所管)と連携実施



事業実施前



事業実施後

事業実施例(福岡県久留米市竹野地内)

令和4年8月豪雨及び令和4年台風第15号

7自治体(4県)で堆積土砂排除事業を活用。

新潟県 村上市、関川村、石川県 小松市、白山市、福井県 南越前町、
静岡県 磐田市、袋井市



事業実施前



事業実施後

事業実施例(新潟県村上市小岩内地内)

令和3年7～9月の大雨

5自治体(5県)で堆積土砂排除事業を活用。

青森県 むつ市、長野県 茅野市、静岡県 熱海市、
佐賀県 神埼市、長崎県 雲仙市

※下線は、災害等廃棄物処理事業(環境省所管)と連携実施



事業実施前



事業実施後

事業実施例(静岡県熱海市伊豆山地区)

令和2年7月豪雨

9自治体(4県)で堆積土砂排除事業を活用。

岐阜県 下呂市、福岡県 大牟田市、佐賀県 嬉野市、
熊本県 八代市、人吉市、天草市、芦北町、津奈木町、球磨村

※下線は、災害等廃棄物処理事業(環境省所管)と連携実施



事業実施前

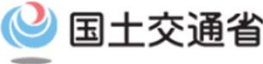


事業実施後

事業実施例(熊本県八代市坂本地区)

9. 堆積土砂排除事業（土砂・がれき撤去の事例ガイド）

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001334502.pdf>)



● 本文へ | 文字サイズ変更 標準 拡大 | 音声読み上げ・ルビ振り | English

Google 提供

検索方法 | サイトマップ

ホーム | 国土交通省について | 報道・広報 | 政策・法令・予算 | 白書・オープンデータ | お問い合わせ

都市防災

ホーム > 政策・仕事 > 都市 > 都市防災 > 「宅地からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」について（2024年11月11日）

「宅地からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」について（2024年11月11日）

近年、全国各地で台風や地震等により大規模な災害が毎年のように発生しています。市街地においても、豪雨等による土石流や洪水、河川氾濫などにより、土砂・がれきが宅地等に堆積するなどの甚大な被害が発生しています。宅地等に堆積した土砂等の撤去には、国土交通省で所管する「堆積土砂排除事業」の活用が可能となります。

被災者の生活再建には、速やかに土砂等を撤去することが重要であるため、実務上のポイントを整理した「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」を改訂しました。

○事例ガイドのポイント

- 被災直後から土砂等の撤去作業の実施までに必要となる手順毎に、起こりうる13項目の疑問点について、対処の方法を事例をもとに解説。（第1部）
- 被災した地方公共団体へのアンケートにより、土砂等の撤去について、平時から事前に準備しておくことや、大規模な災害の際には、直接排除を検討することの重要性がよく分かった。（第2部）
- 今回の被災で国土交通省に多く寄せられた質問事項について、Q & Aの形で情報共有を図った。（第2部）

お問い合わせ先

国土交通省都市局都市安全課
電話 : 03-5253-8402（内線32353）

宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド

令和6年11月

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

はじめに	2
○令和元年東日本台風（台風19号）による被害	3
○平成30年7月豪雨による被害	4
○第1部（事例）	
①まず、何をしたらよいかわからない	5
②被災状況の把握（情報収集）はどうやって行えばよいか	8
③担当部署の決定はどうやって行えばよいか	9
④民有地内の土砂排除方針の決定はどうやって行えばよいか	13
⑤土砂等の仮置き場を確保するためにはどうすればよいか	16
⑥土砂排除にあたって、省庁別の事業の住み分けをどう考えて行えばよいか	18
⑦民有地の土砂を市町村で撤去することにしたが、どのようなやり方があるか	20
⑧ボランティアとの調整はどうすればよいか	21
⑨（遠隔地の）民有地所有者から土砂撤去の了解を取り付けるにはどうすればよいか	23
⑩決定した土砂撤去方針を市民にどうやって周知すればよいか	24
⑪撤去業者を確保するためにはどうすればよいか	25
⑫交通渋滞により堆積土砂運搬に支障を来した場合の工夫は	26
⑬国の支援制度はあるのか	28
○第2部	
・「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果	42
・堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答	46

9. 堆積土砂排除事業（査定にあたっての留意事項）

【堆積土厚の計測例】



実際に堆積した土砂による計測



痕跡による計測
※査定時に土砂撤去済の場合、
土砂の痕跡の確認が必要

査定時に痕跡が残っていない可能性も考えられる

とにかく、写真と記録を！

10. 降灰除去事業（活動火山対策特別措置法の概要 内閣府HPより）

1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員

都道府県・市町村

気象台

地方整備局等
（砂防部局）

火山専門家

自衛隊

警察

消防

必要に応じて追加

観光関係団体等

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項

・噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）

2. 右の2、3を定める際の基準

3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）

2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）

3. 避難場所・避難経路

4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地

5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【火山防災マップの例（桜島）】

【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

避難施設緊急整備地域の指定（第13条）

避難施設緊急整備計画の作成（第14条）

＜都道府県知事＞

※道路・港湾・広場・退避ごう等の整備、学校・公民館等の不燃堅牢化

防災営農施設整備計画等の作成（第19条）

＜都道府県知事＞

※農林水産物の被害を防止するための施設の整備等

降灰除去事業の実施（第22条）

＜市町村＞

※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定（第23条）

降灰防除事業の実施（第24条～26条）

※地域内の教育施設、社会福祉施設での空気調和施設等の整備、医療施設・中小企業者の施設等整備に対する低利資金融通

- 自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）
- 治山・治水事業の推進（第27条）
- 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進（第29条）
- 研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

10. 降灰除去事業(都市局)の概要

【事業概要】

活動火山対策特別措置法第22条に基づき、火山の爆発に伴い、年間を通じて多量の降灰があった市町村の区域内の都市排水路、公園及び宅地について当該降灰の除去事業を実施した場合に国が補助。

(道路・下水道は水管理・国土保全局が実施)

【事業主体】 市町村

【対象施設】 都市排水路、公園、宅地

【事業内容】 都市排水路、公園 → 降灰の収集、運搬、処分
宅地 → 市町村長が指定した場所に集積された降灰の運搬、処分

【補助率】 1／2

【採択要件】

年間を通じて次の①及び②を満足する降灰があった市町村の区域内であること

① 2回以上降灰がある場合

(連続する2月の期間において、毎月1回以上降灰がある場合に限る。)

② その年の1月1日から12月31日までの降灰重量の合計が1 m²当たり1,000 g 以上
(降灰重量の合計が1,000 g / m²未満であっても、その年の12月と翌年1月の降灰重量をその年の12月の降灰重量に含めることができる。)

11. 降灰除去事業の手続きの流れ

測定地点等の届出(降灰除去事業実施要綱第四)

- ・市町村長は、降灰の測定を行おうとするときは、測定地点、測定機器の規格及び測定機器の設置位置について都道府県知事と協議
- ・協議が成立したときは速やかに国土交通大臣に届出

※測定方法は、降灰除去事業実施要綱第三参照

測定結果の報告 (降灰除去事業実施要綱第五)

- ・市町村長は、毎月の降灰量の測定結果を翌月の十日までに都道府県知事に報告
- ・都道府県知事は管下市町村分をとりまとめ、速やかに国土交通大臣に届出

降灰除去事業の実施 (降灰除去事業実施要綱第十二)

- ・市町村長は、採択基準に達するまでの間、降灰除去事業の実施を確認できる書類の整備
- ・採択基準に達したときは既に実施した降灰除去事業について都道府県知事に報告
- ・採択基準に達した以後は各月の事業実施状況を翌月十日までに都道府県知事に報告
- ・都道府県知事は速やかに国土交通大臣に報告

補助金の交付は、予算の範囲内において、その年の1月1日から12月31日までに事業実施に要した費用について行う(降灰除去事業実施要綱第十三)。

完了実績報告書(市町村長→都道府県知事)

額の確定(都道府県知事→市町村長)

額の確定の報告(都道府県知事→国土交通大臣)

特殊地下壕等対策事業

特殊地下壕等対策事業

1. 特殊地下壕対策（事業期間：令和8年度まで）

1) 事業目的

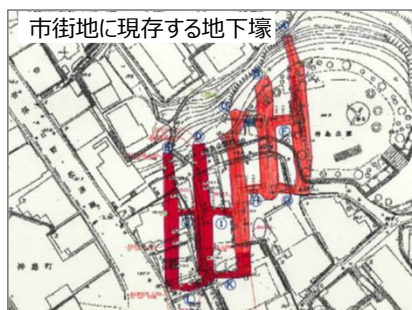
市街地に現存する旧軍、地方公共団体等が築造した防空壕等の特殊地下壕で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置しがたい場合又は都市施設の災害復旧に伴い埋戻し、防災処理等が必要になるものに係る対策を支援し、もって民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。

2) 事業内容

- ① 市街地に現存する特殊地下壕で、陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難いものの全部又は一部の埋戻し等を行う。
- ② 都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びにその両側に土留壁を設けて施行する等必要最小限度の工事を行う。

3) 対象施設及び補助率

対象施設 … 旧軍、地方公共団体等が築造した特殊地下壕（防空壕及び防火水槽）
※一箇所の事業費が200万円以上のもの
事業主体 … 地方公共団体
補助率 … 1/2
特別交付税… 地方負担分の8割



市街地に現存する地下壕



危険な地下壕（上部家屋への影響）



落盤が進んだ壕内の状況

2. 亜炭鉱廃坑対策（事業期間：令和10年度まで）

1) 事業目的

市街地に現存する亜炭鉱廃坑のうち、南海トラフ巨大地震が発生した場合、避難所となる施設や応急対策活動の拠点施設等の敷地に存在するものに係る埋戻し等の対策を支援し、もって民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。

2) 事業内容

経済産業省事業で行う地盤脆弱性調査により、陥没又は落盤が発生する蓋然性が高いと判定（レベル2）された地点のうち、地域防災計画等に位置づけられた避難所等となる公共施設の敷地に存する亜炭鉱廃坑の全部又は一部の埋戻し等を行う。

3) 対象施設及び補助率

対象施設 … 地盤脆弱性調査レベル2判定の地点のうち、地域防災計画等に位置づけられた避難所等の敷地に存する亜炭鉱廃坑。
※一箇所の事業費が200万円以上のもの
事業主体 … 地方公共団体
補助率 … 1/2
特別交付税… 地方負担分の8割



亜炭鉱廃坑の崩落による陥没被害

〔フロー・イメージ図〕

